

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年9月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和4年9月8日	株式会社上組 (法人番号6140001006951) 代表者深井義博	福岡支店	文書警告	貨物自動車運送事 業法第17条第1項第 2号	令和4年8月30日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)	0点	0点
	兵庫県神戸市中央区浜辺 通4-1-11	福岡県福岡市中央区那の 津3-2-10					
令和4年9月9日	有限会社チクホーロジコム (法人番号4300002009567) 代表者村田穂高	本社営業所	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、法 第17条第4項、法第 60条第1項	令和4年4月14日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)・(3)点呼の実施等義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9点	9点
	佐賀県鳥栖市姫方町329-1	佐賀県鳥栖市姫方町329-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年9月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和4年9月9日	株式会社092TRANS (法人番号5290001085032) 代表者中島親月	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、法 第17条第4項	令和4年4月14日、監査実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(15)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5点	5点
	福岡県福岡市早良区田村 四丁目18番23号	福岡県福岡市早良区重留4 丁目3番45号					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年9月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和4年9月14日	ロジコン株式会社 (法人番号8300001010836) 代表者梅崎廣信	本社営業所	輸送施設の使用停止 (180日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条の4第1項	令和3年8月18日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	18点	18点
	佐賀県伊万里市大坪町乙4404番地	佐賀県伊万里市大坪町字二本杉乙4404番					
令和4年9月15日	吉田海運株式会社 (法人番号4310001006143) 代表者吉田康剛	北九州営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年5月26日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4点	4点
	長崎県佐世保市三浦町1-34	福岡県北九州市若松区南二島1丁目9-3					